

発議第8号

平成25年6月18日

幕別町議会議長 古川 稔 様

提出者 幕別町議会議員 藤原 孟

賛成者 幕別町議会議員 成田 年雄

平成25年度北海道最低賃金改正等に関する意見書

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

平成25年度北海道最低賃金改正等に関する意見書（案）

労働基準法第2条は、「労働条件の決定は労使が対等な立場で行うもの」と定めています。

しかし、最低賃金の影響を受ける多くの非正規労働者やパートタイム労働者は、労働条件決定にほとんど関与することができません。

こうした中、平成20年「成長力底上げ戦略推進円卓会議」による合意と、平成22年「雇用戦略対話」において、「最低賃金は、できる限り早期に全国最低800円を確保し、景気状況に配慮しつつ、平成32年までに全国平均1,000円を目指す」との合意をしました。こうした観点から北海道地域最低賃金はここ6年間で75円引き上げられましたが、審議会においては引き上げ額のみが議論され、有るべき水準への引き上げが出来ていない現状であります。

昨年は、平成20年の答申により、「生活保護とのかい離額を5年以内で解消する」と合意した期間の最終年に当たっていましたが、社会保険料等の引き上げに伴い、かい離が17円から30円に拡大したことから、関係者のご努力で14円の引き上げとなったものの、生活保護費とのかい離が解消されていません。

賃金のナショナルミニマムを担う現在の地域別最低賃金は、高卒初任給等の一般的な賃金の実態を十分に反映できておらず、北海道内勤労働者の有効なセーフティーネットとして十分に機能しているとはいえません。地域別最低賃金を有効に機能させるためには、適正な水準への引き上げや、事業所に対する指導監督の強化及び最低賃金制度の履行確保が極めて重要な課題となっております。

については、平成25年度の北海道最低賃金の改正に当たり、次の措置を講ずるよう強く要望します。また、日本国政府に意見書として提出されますようお願い致します。

記

1 北海道労働局及び北海道地方最低賃金審議会への要請事項

- (1) 平成25年度の北海道最低賃金の改正にあたっては、雇用戦略対

話合意に基づき早期に800円確保し、景気状況に配慮しつつ全国平均1,000円に到達することができる審議会運営をはかるとともに、各種経済諸指標との整合性をはかり、中央水準との格差是正などを踏まえた上積み改正をはかること。

- (2) 北海道内で最低賃金以下の労働者をなくすために、事業所に対する指導監督を強化し、最低賃金制度の履行確保をはかること。
- (3) 最低賃金引き上げと同時に、中小企業に対する支援の充実と、その周知をはかり安定した経営を可能とする対策をおこなうよう国に対し要請すること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成25年6月18日

幕別町議会議長 古川 稔

【提出先】 北海道労働局局長、北海道地方最低賃金審議会会長